

食安輸発1128第3号
平成26年11月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産ししとうのトリシクラゾール)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号(最終改正:平成26年11月25日付け食安輸発1125第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、韓国産生鮮ししとうにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成26年11月28日	韓国	ししとう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(トリシクラゾール)	GYEONGNAM TRADING INC.